

○児童の養育者が公務員のご家庭

○高校生世代の児童を養育するご家庭

○この給付金では所得要件に該当し0～18歳の子どもを養育する方に対し子ども1人あたり「10万円」の現金一括給付を行います。本案内及び別紙「記載要領」等をお読みいただき、該当する方は、申請をお願いします。

※なお対象年齢の子どもについて、他市町村から児童手当または本給付金を受給(予定も含む)されている場合は、板野町からの給付対象外となります。

○所得制限により非該当となる方に対しても板野町では下記のとおり、独自の給付を行います。

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（板野町独自給付）」

このたび、全国一律で実施される給付の対象となる子どもや支給対象者は下記のとおりですが、所得制限により給付対象外となる方についても、板野町では独自の給付金として、同額を支給させていただきます。

【今回送付の申請書ほか添付書類をご提出ください】

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ② 9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合）※婚姻者は除く
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

2. 申請方法は？（支給方法）

○申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類とあわせて板野町役場住民課の窓口に直接または返信用封筒で郵送によりご提出ください。

（提出期限：令和4年2月28日）

【必要となる添付書類】

〔共通〕※上記①、②を養育されている方

- 本人確認書類(免許証等の写し) 口座確認書類(通帳やキャッシュカード等の写し)
- (対象児童の住民票が板野町にない場合のみ) 対象児童が属する世帯の住民票謄本

〔公務員の方〕※上記①又は①かつ高校生も養育されている方

- 令和3年9月分の児童手当を受給していることが分かる以下のいずれかの書類
(公務員児童手当受給状況証明書／支払通知書／令和3年9月分児童手当振込通帳等)

〔公務員以外の方〕※上記②を養育されている方

- (令和3年1月1日時点で板野町に住民票がなかった方のみ)
申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)所得課税証明書

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに板野町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに板野町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。